

十訓抄の〈今昔物語集〉 その一

宮 田 尚

1

今昔物語集と十訓抄とのあいだにみとめられる類話現象は、いったい、どのように解釈すればよいのであろうか。

今昔物語集の側にとつても十訓抄の側にとつても、じゅうぶんに興味ぶかいもんだいであるだけに、この点については、これまでに、何度か説明が加えられてきている。だが、類話の数のとりかたが論者によってまちまちであるように、解釈もまた、ひとしなみではない。

たとえば「十訓抄詳解」は、類話として三十話を指摘し、そのうちの十七話について、十訓抄が今昔物語集にもつづいたものであるがゆえの類話現象だと説明している。

日本古典文学大系本「今昔物語集」は、さすがに、説話文学研究の黎明期の所説である「詳解」ほど歯切れよく割切つてはおらず、「十訓抄中巻所収のそれは庄縮せり」(十九)とか、十訓抄「等に語り継がれた」(十九29)とかいっていて、全般的には直接関係をみとめることに慎重である。が、それでも「優婆軀多、降天魔語」(四八)では、十訓抄の当該話に関して、「本集に基く」としてお

り、一部に対してではあるにしても、とにかく出典関係の存在を肯定しているのである。

してみると、「庄縮せり」も、あるいは、今昔物語集にもつづいた十訓抄が、みずからの責任において、それを「庄縮」したのだと解されているということにならうか。頭注という制約のもとでの説明であるから、その辺の事情はしかとはわかりかねるが、いずれにしても、類話の数を十話にしぼるなど、おおきく「詳解」ばなれをしているようにみえはするものの、なお、その延長線上にあるといつてよさそうである。

これに対して日本古典文学全集本「今昔物語集」は、類話現象を直接関係によるものとみなしてはいない。すなわち、「加茂祭日、一条大路立札見物翁語」(三十一9)に関して、「全集」は十訓抄一28(十訓抄の説話番号は「詳解」による。以下、同じ)をさし、「同原抛の同話」との見解を示しているのである。今昔物語集と十訓抄との関係に直接的なかたちで言及しているのはこの一例のみであり、すべての類話が同断だとされているのではもちろんないけれど、そしてそのことは、「大系」のばあいも同じことなのだけだ

一話について直接関係を肯定している「大系」と、一話について、それを共通祖によるものだとしている「全集」との違いは歴然としている。「全集」には、本朝部のみをとりあげたものでありながら今昔物語集の全巻を対象とした「大系」よりも類話の数がおおくかぞえられているとか、あるいは、△類話▽ではなく△同話▽の語が用いられているとかいった、いくつかの特色がみられ、新機軸がうちだされているのであるが、もっとも留意すべきはこの点であろう。

さて、それにしても、この類話現象は、いったい、どのように解釈すればよいのであろうか。類話のすべてとはかぎらないにしても、両書のあいだには直接関係があったとみるべきなのであろうか。共通祖が介在していたとみるべきなのであろうか。それとも、これらのいずれとも異なる別の解釈をすべきなのであろうか。

結論的にいえば、わたしにはどうやら、「大系」とも「全集」とも違う、別の解釈をすべきもののようにおもわれる。両書間に直接関係がなかったとみる点で、基本的には「全集」の立場と同じなのだが、さりとて、共通祖の介在説にも、にわかには賛成しかねるのである。

今昔物語集は、中世のある時期まで筐中深く蔵されていて流布することはなかったし、したがって、後代の作品に影響をおよぼすこともなかったとの説もすでに提起されており、そしてそれは、ほぼ一般にみとめられているとみられることでもあるから、今昔物語集と十訓抄との無関係なることをうんぬんするなどは、解決済みのもんだいをいまさらのようにあげつらうようで気がひけるのだけれども、「大系」あるいは「全集」という、影響力のおおきい文献に所

見を異にする説がみられる以上、それらを無視するわけにはいかないし、それはまた、かえって非礼でさえもあろう。その意味で、あえて稿をおこすしだいである。ことごとく論じたてなければならぬ新見があるわけではないことを、あらかじめおことわりしておきたい。

2

順序として、まずはじめに、今昔物語集と十訓抄との無関係なることをたしかめるところからとりかかなければなるまい。

両書の無関係なることは、十訓抄の側からみると、かなりはっきりしているといえそうである。

周知のとおり、十訓抄はおおくの資料を用いて編まれている。十訓抄の、そうした資料の用いかたをとおしてみると、今昔物語集との連関はいかにも異質で、同一視ににくいのである。

具体的にのべよう。

十訓抄の資料のなかのひとつに、俊秘抄があった。それは、「……と俊頼朝臣いへり。委しくは彼の口伝にみゆ」（一五）と、俊秘抄をふまえた記事のあることによつてあきらかである。

さて、十訓抄三は、定頼中納言のたわぶれに對し、小式部内侍が、すかさず「大江山いくの道の遠ければ」と詠みかえして、みことな歌才を示したという例の有名なはなしであるが、これもおそらく、いわれているように、俊秘抄にもとづいたものであろう。俊秘抄の当該話は、つぎのとおりである。

大江山生野のさとの遠ければふみもまだみず天の橋立

(A) 是は小式部の内侍と云へる人の歌なり。ことのおこりは小式部の内侍は和泉式部がむすめなり。親の式部、保昌がめて丹後にくたりたりける程に、都に歌合の有りに、小式部の内侍歌よみにとられてよみける程に、四条中納言定頼^(B)といへるは、四条大納言公任の子なり。其人のたはぶれて、小式部の内侍の有りに、丹後へつかはしけむ人は帰りまうできにけむや、いかに心もとなくおぼすらむとねだがらせむと申しかけて立ちければ、内侍御簾よりなから出でてわづかに直衣の袖をひかへて、この歌をよみかければ、いかにかゝるやうはあるとて、^(D)ついぬて此歌のかへしむとて暫しは思ひけれど、え思ひえざりければ、ひきはりにげにけり。(日本歌学大系)

十訓抄三一は、俊秘抄にそっくりもたれかかっているわけではない。つぎにあげるおよそ五点の改変を加えながら、俊秘抄を取りこんでいる。

第一は歌。十訓抄の「大江山いくの道の遠ければまだふみもみずあまの橋立」は、俊秘抄にはなく、同じ俊頼編むところの金葉集によつたものとみえる。いかに俊秘抄を資料として用いていたとしても、それと勅撰集とに違つたかたちがあるとき、後者によるのはむしろとうぜんであろう。十訓抄に金葉集の名はみあたらないが古今集(七六・十)、後撰集(十)、拾遺集(十)、詞花集(十)などの名がみえているところよりすれば、金葉集がかわせ用いられていた可能性は、じゅうぶんにあるといつてよいであらう。

十訓抄の八今昔物語集

う。

第二以下は、右の俊秘抄に傍線をほどこした部分である。十訓抄は、これらのうち、解説的な部分である(A)、(B)を割愛している。(C)については、それぞれ、つぎのように改変している。

(C)つばねの前を過ぎられけるを
(D)とばかりいひて、返歌にも及ばず、袖をひきはなちてにげられにけり

こうした十訓抄の改変の傾向をひとくちにいうとすれば、それはほかでもなく、△簡略化▽ということになるであらう。

三一にみえる俊秘抄とのかかわりかたが、十訓抄の資料の撰取のしかたのすべてだなどというつもりはないし、じじつ、そうでない例もたしかにあるのだが、わたしのみるところ、大勢はやはり△簡略化▽にあるといつてよいようにおもわれる。そしてこの傾向は、ひと俊秘抄にかぎらず、他の資料とのあいだにも、同じように指摘できるのである。たとえば、「伊勢物語にいほく」(一五)として用いられている伊勢物語のばあいしかり。「大和物語には」(五)と示されている大和物語のばあいにも、またしかり。いずれのばあいにも、十訓抄の△簡略化▽のあとと顕著なのである。

書名のあきらかにされないままに用いられているとみられる古事談のばあいのように、ほとんどそのまま採用されているものもあるけれど、少なくとも十訓抄には、――資料として用いているであろうことのほぼたしかだとみられる作品とのかかわりかたをみるに、△簡略化▽や△そのまま▽あるいは△いいかえ▽はあつても、出典からの、いわゆる△はみ出し▽の例はほとんどみられないのである。

ところが、今昔物語集のばあいは違う。今昔物語集と十訓抄とのあいだにみとめられる類語をつぶさにみるに、おおはばな八簡略化√傾向がたしかめられる一方において、それと対峙するはずの八はみ出し√部分がきわだっている。

一例をあげよう。

十訓抄は、「大系」が△類語√として、また、「全集」も「小異はあるが」という注釈つきながら、△同語√としてあげている今昔物語集二十四三〇「藤原為時、作詩任越前守語」の類語なのであるが、両者のあいだには、つぎのような相違がみられる。

(イ) 為時が申文を提出した事情

今・式部丞ノ勞ニ依テ、受領ニ成ラムト申ケルニ、除目ノ時闕國无キニ依テ、不被成リケリ。其ノ後、此ノ事ヲ歎テ、

訓・越前國のあきたりけるを、源國盛、藤原為時、共に望み申しけるに、御堂殿とり申させ給ひけるにや、國盛をなされにけり。為時うれへにたへず。

(ロ) 申文に対する天皇の反応

今・御變ナリテ不御覽成ニケリ

訓・帝御覽じて、供御もまゐらず。夜のおとどに入らせ給ひて、御心勞ありける

これは、単なる表現上の差異ではない。欠國がなかったから受領に任ぜられなかったというのと、一國を二人が望んで、その結果一方があぶれたというのでは、事実認識におおきなへだたりがある。同じように、為時の申文を、天皇はすでに寝ていたために見なかったというのと、一見しておおいに気にしたというのとでも、内

容上同一には論じにくいほどの差がある。

それはともあれ、こうした相違が、表現の面からみても、△簡略化√とはうらはらの、いわば詳細化とでもいふべき傾向に裏打ちされたものであることは、いうまでもないであろう。たとえば今昔物語集には、冒頭において、「除目ノ時、闕國无キニ依テ、不被成リケリ」といひながら、末尾では、「藤原國盛ト云人ノ可成カリケル越前守ヲ止テ、俄ニ此ノ為時ヲナム被成ニケル」とあり、これはあきらかに矛盾するゆえ、そのことに気付いた十訓抄が、矛盾の解消と△簡略化√との一挙兩得をはかつて、(イ)のような改変をこころみたとはいふ解釈もなりたちそうにいちおうはみえるが、(ロ)については説明のつけようもない。けつきよく、(イ)・(ロ)のいずれも、今昔物語集をふまえての、表現の△簡略化√とは無縁の存在だとみるのが相当地といふことになるはずである。

しかもそれだけではない。こうした、いわゆる八はみ出し√部分をもつ十訓抄十三十一は、はなし全体としては、今昔物語集二十四三〇の三分の一以下の分量をしか伝えていないのである。

このことは、もし十訓抄十三十一が今昔物語集二十四三〇にもとづいているとしたばあひ、全体の分量を三分の一以下におさえるというおおはばな△簡略化√をおこなう一方で、特定部分では、内容の面でも表現の面でも、今昔物語集からおおきく八はみ出す√という方法をとっていることを意味する。別のいいかたをすれば、今昔物語集から十訓抄へという関係がみとめられるためには、十訓抄の側に、こうした方法がとられていることの是認されることが必要なのである。

しかし、対象が今昔物語集のばあいにかぎって、△簡略化▽と△はみ出し▽とを併存させているとは考えにくい。

じじつ、今鏡と古事談とに求められる類語を参照すれば、十訓抄十1が、今昔物語集にもとづいてそれを改変したものでないことがはつきりする。ちなみに、今鏡によつて右の(イ)、(ロ)に相当する部分を示すと、

(イ)越前守の、縣召に淡路になりて、いとからくおぼして

(ロ)一条の帝御覽じて、夜の御殿に入らせ給て、ひきかづきて臥させ給ひけるを

のごとくである。古事談の当該部分も、ほぼこれに同じい。表現の細部はともかく、内容はあきらかに十訓抄に通じているのである。

十訓抄十1の典拠は、今昔物語集型のそれではなく、今鏡・古事談型のものでなければなるまい。

3

「大系」が今昔物語集を典拠だとしている一8のばあいいも、事情はおおむね右の十1と同じだといつてよい。

たしかに、一8と今昔物語集四8「優婆軻多、降天魔語」とのあいだの振幅は少ない。△簡略化▽された部分は長文ではあるが、まとまった一か所が中心であり、△はみ出し▽部分は、これも一か所であり、そして、とりわけ、共通する部分の類似度は、他のばあいに比して高い。その意味で、今昔物語集四8が典拠だと見まがわれてもやむをえない状況には、いちおうあるということになるであらう。

十訓抄の△今昔物語集▽

しかし、一方で△簡略化▽を、他方で△はみ出し▽をという、今昔物語集とのあいだに求められる類語の特徴的な構図は、本話でもやはり指摘できるのである。

今昔物語集四8は、女に變じて聴衆にまぎれこみ、説法をさまたげようとした天魔の所為を見抜いた優婆軻多が、花鬘のかわりに牛馬等の骨をつないだものを天魔の首にかけてこれに制裁を加えたところ、天魔は反省し、仏の生前のようすを演じてみせたというはなしである。「優婆軻多、降天魔語」との標題に示されているように今昔物語集は、このはなしを優婆軻多の側からとらえている。興味を中心はあくまでも「降天魔」なのであって、天魔が仏のようすを演じたのは、「降天魔」の結果にすぎない。

ところが、これに対して十訓抄一8は、変化のものの報恩という角度からこのはなしをおさえている。十訓抄一8は、今昔物語集四8で興味を中心におかれている諸点、すなわち、説法をさまたげようとした天魔が女に變じて聴衆の中にまぎれこんだこと、優婆軻多がそれを見抜いたこと、制裁のために牛馬の骨などをつないだ偽の花鬘を女の首にかけたこと、それをはずそうとしてかなわなかった天魔が自在在天に助けを求めたこと、自在在天は仏弟子である優婆軻多のところへ行くほかないとさとしたこと、そして、優婆軻多のもとで天魔は泣いて悔いあらためたこと、等々が欠落しており、これらに相当する部分には、わずかに、「天魔のために芳恩をほどこし給ふ事あるによりて」と記されているにとどまる。

くりかえすことになるが、今昔物語集四8によれば、優婆軻多が天魔に偽の花鬘をかけたのは、変化のものをも仏道にみちびこうと

いう恩情あつてのことではなかった。結果としてそうはなつたとしても、所期の目的は、制裁ないし排除にあつた。それが「芳恩」とされているのは、おそらく十訓抄の側の事情によるものであらう。十訓抄一八が今昔物語集四八にもつづいていのであるならば、これは八簡略化Vであると同時に、△すりかえVでもあるということになる。

資料の用いかたは、つねに典拠の主旨にそつたものでなければならぬというわけのものでもないけれども、この種の相違は、十訓抄の類話を収めている諸作品のうち、宇治拾遺物語や今昔物語集所収の類話とのあいだにみられる特徴的な傾向のようで、留意されてよい現象のようにおもわれる。

ところで、十訓抄一八は、今昔物語集四八の中心的な部分である「降天魔」に相当する部分を欠いている一方において、つぎのような、今昔物語集にない記述をそなえている。両者の当該部分をあわせかかげる。

今・今昔、天竺ニ優婆囉多ト申證果ノ羅漢在マス

訓・昔中天竺に、仏滅の後百歳ばかりをへて、優婆囉多と申す證果の羅漢おはしけり。

今昔物語集の「天竺」が、十訓抄では「中天竺」となつてゐることに加え、「仏滅後百歳ばかりをへて」との記述が、十訓抄にだけみられるのである。こうした、いわゆる△はみ出しVは、十訓抄一八が今昔物語集四八によつたものでは——少なくとも、そのみによつたのでは、とうてい出てこない性質のものだといわなければならぬ。

もつとも、全体としては今昔物語集四八によりながら、この部分だけ他の資料によつておぎなつたという解釈もなりたちそうにみえる。序文によれば、十訓抄の著者は、「草の庵を東山の麓にしめて蓮の台を西土の雲に望む翁」というのであるから、たとえば「仏記於汝在百年後」とする付法藏因縁伝のごとき他の仏書によつて、これをおぎなうくらいの知識はあつたとみることゝ可能ではあらう。しかし、十訓抄の資料の用いかたの一般原則に照らすとき、そうした解釈のなりたつ余地は、ほとんどないといつてよいように、わたしにはおもわれる。

ことわつておくが、十訓抄に、典拠からの△はみ出しVがないといつてゐるのではない。数はおおくないにせよ、この種の△はみ出しVは、古事談とのあいだなどにみられはする。もんだいは、だから、さきにふれたように、△簡略化Vと△はみ出しVとをあわせそなえた例が、今昔物語集に求められる類話に集中的にみられることにある。わたしには、こうした現象は、十訓抄が今昔物語集にもとづきながら生じたものだとみるには、いかに不自然で、むりがあるようにおもわれるのである。

『大系』が出典関係にありとしてゐる十訓抄一八と今昔物語集四八とは、これもさきにふれたように、両書のあいだにみとめられる類話のうち、もつとも類似度の高い部類に属する。しかも、そうしたもののなかにさえ、このような直接関係を疑わしめる徴証が指摘できるのであるから、他のばあいについては、あえていうにおよぶまい。

今昔物語集三十一6と、十訓抄一28とを「同原拠の同話」とする
 『全集』のばあい、「同原拠」とは、今昔物語集と十訓抄とが、直
 接それに接していることを意味しているものとおもわれる。

もともと、類話は、ひとつの事実根ざしたものであるはずであ
 る。表現の出入りなどといった現象面での違いは、それぞれのな
 しの生いたちの違いのなせるわざなのであって、同原でない類話
 はないといってよいであろう。したがって、『全集』が、今昔物語集
 三十一6と十訓抄一28とを、ことさら「同原拠」だとしているのは、
 そこに、他の「同話」とは異なる条件のあることをみとめているか
 らにほかなるまい。

たしかに、今昔物語集三十一6と十訓抄一28とのあいだにも、今
 昔物語集と十訓抄とのあいだにみられる類話の一般的な傾向とは、
 様相の異なる点がある。たとえば、十訓抄の側に、いわゆる八簡略
 化Vのあととみられても、△はみ出しVはないし、また、文脈の乱
 れは指摘できるけれども、それは△簡略化Vにとまなうものだとす
 れば説明のつけられる種類の乱れである、といったぐあい、要す
 るに十訓抄一28は、そっくり同じだというわけではないけれど、今
 昔物語集三十一6の範囲のなかにすっぽりと収まってしまうのであ
 る。

その意味で、これが他と区別されていることには、相応の理由が
 あるといふべきであろう。

とはいえ、これはあくまでも類似相のうえでの相違なのであって

十訓抄の△今昔物語集V

それがただちに、「同話」と「同原拠の同話」との区別に結びつく
 とはかぎるまい。たとえ十訓抄一28が、今昔物語集三十一6の範囲
 内に収まっており、表現にも共通性があるとしても、だからといっ
 て、それだけの理由で両者を共通祖に直接しているとはえること
 が、はたして妥当なものであるのかどうか。もとより、わたしも、
 今昔物語集三十一6と十訓抄一28とが、「同原」であることを否定
 しようとしているのではない。両者の同根であることには、ほとん
 ど疑う余地がないといってよいであろう。

また、じつさいには、あるいは「同原拠の同話」なのかもしれな
 いとおもう。そのことを否定するだけの積極的な論拠を、わたし
 はもちあわせているわけでもない。

ただ、わたしがここで気になるのは、「同原拠の同話」であるこ
 とを否定する論拠のきめ手に欠けるように、肯定する論拠にもまた
 きめ手が欠けているのではないか、ということなのである。「同原
 拠の同話」とされるのは、今昔物語集との関連でいえば一話だけ
 あり、『全集』の論拠は、今昔物語集三十一6と十訓抄一28との類
 似相のもんだいをおいてほかにないようにおもわれるのであるが、
 この程度の類似相なら、それぞれが、共通祖に直接していなくとも
 えられるのではないかと、わたしはおもうのである。

もしそうであるのなら、断定することはしばらくおかねばなるま
 い。「同原拠の同話」との論拠に、なっとくのいく説明がえられる
 までは、『全集』の所説への同意を、一部留保せざるをえないので
 ある。